

公益社団法人 江東西法人会 部会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人江東西法人会（以下「本会」という。）定款第35条の規定に基づき、部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会組織)

第2条 本会に次の部会を設置する。

- (1) 青年部会
- (2) 女性部会
- (3) 源泉部会

(部会の権限)

第3条 部会は、本会の事業計画に従って各部会の実情に応じた事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

(部会会計)

第4条 部会の会計は、原則として本会の会計責任者が管理する。ただし、部会に移管されたものについては、それぞれの責任者が管理できるものとする。

2 部会の収支については、遅滞なく本会会長に報告しなければならない。

(部会員)

第5条 部会員の資格等については、別に定める会則によるものとする。

(部会役員)

第6条 部会には、25名以内の役員を置き、部会員の中から選任する。

2 部会役員のうち1名を部会長、若干名を副部会長とし、部会役員の互選により選任する。

(部会役員の職務)

第7条 部会長は、所属部会を代表する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。

(部会役員の任期等)

第8条 部会役員の任期等については、本会役員の規定を準用する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会員会議及び役員会とし、必要に応じて部会長がこれを招集する。

2 部会員会議は部会員の全員をもって組織し、役員会は部会役員全員をもって組織する。

3 部会員会議及び役員会の議長は、部会長をもってこれに充てる。

4 部会における会議の運営については、本会定款の規定を準用する。

(本会への報告)

第10条 部会長は、部会員会議及び役員会の審議事項のうち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。